

1 平成30年度 国における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について

平成30年3月31日付けで、子ども・子育て支援法施行令等の一部改正が行われ、平成30年4月から国において年収約360万円未満相当の世帯の保育料軽減が拡大されたところである。

国の保育料軽減を踏まえ、国の軽減と同等の軽減を本市保育料に講ずることとする。

【国における保育料軽減内容】

(1) 教育認定（1号認定）子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減。

2 適用時期 平成30年4月に遡及して改正を行う。